

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成30年2月22日(2018.2.22)

【公表番号】特表2017-517444(P2017-517444A)

【公表日】平成29年6月29日(2017.6.29)

【年通号数】公開・登録公報2017-024

【出願番号】特願2016-546823(P2016-546823)

【国際特許分類】

B 6 5 D 85/10 (2006.01)

B 6 5 D 5/38 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 85/10

B 6 5 D 5/38 J

B 6 5 D 5/38 E

【手続補正書】

【提出日】平成30年1月11日(2018.1.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

【図1】本発明に係るスイングオープン型硬質タバコパケットの閉状態の前方斜視図である。

【図2】図1のタバコパケットの閉状態での後方斜視図である。

【図3】図1のタバコパケットの開状態での前方斜視図である。

【図4】閉状態にある図1のタバコパケットの底部の概略図である。

【図5】開状態にある図1のタバコパケットの底部の概略図である。

【図6】閉状態にある図1のタバコパケットの変形例の底部の概略図である。

【図7】開状態にある図1のタバコパケットの変形例の底部の概略図である。

【図8】図1のタバコパケットの外箱と内箱の一部を作るために使用されるブランクの平面図である。

【図9】図8のブランクの変形例の平面図である。

【図10】図1のタバコパケットの内箱の一部を作るために使用されるブランクの平面図である。

【図11】開状態にある図1のタバコパケットの別実施形態の前方斜視図である。

【図12】図11のタバコパケットの外箱全体を作るためだけに使用されるブランクの平面図である。

【図13】図11のタバコパケットの内箱全体を作るためだけに使用されるブランクの平面図である。

【図14】閉状態にある図11のタバコパケットの底部の概略図である。

【図15】開状態にある図11のタバコパケットの底部の概略図である。

【図16】閉状態にある図11のタバコパケットの変形例の底部の概略図である。

【図17】開状態にある図11のタバコパケットの変形例の底部の概略図である。

【図18】閉状態にある図1のタバコパケットの、本発明に含まれない変形例の底部の概略図である。

【図19】開状態にある図1のタバコパケットの、本発明に含まれない変形例の底部の概略図である。

【図20】閉状態にある図1のタバコパケットの、本発明に含まれない別の変形例の底部の概略図である。

【図21】開状態にある図1のタバコパケットの、本発明に含まれない別の変形例の底部の概略図である。

【図22】図18から図21のタバコパケットの内箱の一部を作るために使用されるプランクの平面図である。

【図23】図22のプランクの変形例の平面図である。

【図24】開状態における図1のタバコパケットの本発明に含まれない変形例の前方斜視図である。

【図25】外箱に対し内箱が様々な位置をとる図24のタバコパケットの上部の概略図である。

【図26】外箱に対し内箱が様々な位置をとる図24のタバコパケットの上部の概略図である。

【図27】外箱に対し内箱が様々な位置をとる図24のタバコパケットの上部の概略図である。

【図28】外箱に対し内箱が様々な位置をとる図24のタバコパケットの上部の概略図である。

【図29】図24のタバコパケットの外箱と内箱の一部を作るために使用されるプランクの平面図である。

【図30】図24のタバコパケットの内箱の一部を作るために使用されるプランクの平面図である。

【図31】開状態における図1のタバコパケットの本発明に含まれない変形例の後方斜視図である。

【図32】開状態における図1のタバコパケットの本発明に含まれない変形例の前方斜視図である。

【図33】図31及び図32のタバコパケットの内箱の一部を作るために使用されるプランクの平面図である。

【図34】開状態における図1のタバコパケットの本発明に含まれない変形例の前方斜視図である。

【図35】図34のタバコパケットの外箱と内箱の一部とを作るために使用されるプランクの平面図である。

【図36】図34のタバコパケットの内箱の一部を作るために使用されるプランクの平面図である。

【図37】図35のプランクの変形例の平面図である。

【図38】図36のプランクの変形例の図である。

【図39】図36のプランクの変形例の図である。

【図40】本発明に含まれない図34のタバコパケットを形成するため、図37と図38又は図39とに示したプランクの折り畳みを示す概略的斜視図である。

【図41】図40の細部を拡大した図であって、部分的に折り畳まれた図37のプランクを示した図である。

【図42】図40の細部を拡大した図であって、図38又は図39のプランクの折り畳みを示した図である。

【図43】第1包装機で図34のタバコパケットを形成するべく、図37と図38又は図39とのプランクの折り畳みを示した概略的斜視図である。

【図44】第2包装機で図34のタバコパケットを形成するべく、図37と図38又は図39とのプランクの折り畳みを示した概略的斜視図である。

【図45】第3包装機で図34のタバコパケットを形成するべく、図37と図38又は図39とのプランクの折り畳みを示した概略的斜視図である。

【図46】第4包装機で図34のタバコパケットを形成するべく、図37と図38又は図39とのプランクの折り畳みを示した概略的斜視図である。

【図47】図34のタバコパケットを形成するべく、図37と図38又は図39とのプランクを折り畳む第5包装機の概略的平面図である。

【図48】図47の第5包装機における図37と図38又は図39とのプランクの折り畳みを示す概略的側面図である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

図18～図22は、ストップタブ18が中間パネル22を持たない（即ち、ストップタブ18の内パネル19は、存在しない中間パネル22の介在なしに、ストップタブ18の外パネル20に直接接続される）更なる実施形態（本発明に含まれない）を示している。この実施形態においても、ストップタブ18の外パネル20は、接着剤21によって（図18及び図19に示すように）外箱4の底壁12、又は、（図20及び図21に示すように）外箱4の後壁14に接着することができる。強調すべき重要なことは、ストップタブ18が中間パネル22も備える図1～図17に示した実施形態は好適であるということである。何故なら、中間パネル22があることでストップタブ18がより簡単でより自然な動きが可能となり、ストップタブ18の動作を改善することができるからである。言い換えれば、（結果として内パネル19のサイズ変更を伴う）ストップタブ18への中間パネル22の挿入により、外箱4に対して内箱3が主ヒンジ5周りで回転する際、ストップタブ18のより簡単でより自然な動き（即ち、変形）を達成できるということである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

図24～図30は、タバコパケット1の変形例（本発明に含まれない）を示しており、ここでは所定の保持力で内箱3を閉位置（即ち、図1及び図2に示したように外箱4の内側）に保持する保持部材が異なった形状となっている。図24～図30に示す実施形態では、外箱4と機械的に干渉するストップタブ17又は33を有する代わりに、保持部材は、内箱3の後壁9から上方に突出する（つまり、内箱3の後壁9の自然な上向き延長部を構成する）と共に後壁9の上端縁にヒンジ結合された1組の保持タブ34を有する。さらに、保持部材は1組の保持座35を有し、保持座35は外箱4の上壁11の内側にあって、外箱4の後壁14近くに作られ、保持タブ34の反対向きの形状を再現している。内箱3が（図24及び図25に示す）開位置から（図27に示す）閉位置に移動すると、保持タブ34は外箱4の上壁11の縁に当たり、内箱3の内側に向かうようにして、即ち（図26に示すように）包装されたタバコ群2の上壁に向かうようにして、内箱3の後壁9に対し90度折れ曲がる。内箱3が（図27に示すように）閉位置にあるとき、保持タブ34は、内箱3の後壁9に対して90度折り曲げられ、対応する保持座35の内側に収容される。内箱3が閉位置から開位置に移動するとき、保持タブ34は対応する保持座35の内端縁に対して引っ掛けかり、内箱3の外側に向かうようにして、即ち包装されたタバコ群2の上壁から離れるようにして、内箱3の後壁9に対し90度折れ曲がる。内箱3が外箱4から出てくるとき、保持タブ34はもはや外箱4の上壁11によって拘束されない状態となり、（図25に示す）垂直位置へと弾性復帰する。言い換えれば、内箱3が開位置から閉位置へ移動するとき、保持タブ34は一方向に90度折れ曲がり、内箱3が閉位置から開位置へ移動するとき、保持タブ34は反対方向に90度折れ曲がる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0037】

図31、32及び図33は、タバコパケット1の異なる実施形態(本発明に含まれない)を示しており、ここではタバコ群2は、タバコのための上部前方取り出し口36を有する密封包装物に封入される。タバコのための取り出し口36は、中央に位置し、「開閉」型の封止パネル37によって閉じられ、密封包装物の後壁の一部分と密封包装物の上部の一部分を含んでいる。封止パネル37は、通常、取り出し口36周りにある密封包装物の一部分に付着して、取り出し口36を閉じる(密封する)と共に取り出し口36を解放し、それに続く取り出し口36からのタバコの取り出しを可能にするために一時的に持ち上げることが可能となっている。好ましくは、封止パネル37のフラップは外箱4の上壁11の内面に恒久的に接着され、外箱4に対する内箱3の動きによっても封止パネル37の「自動的」(即ち、更なるユーザーアクションなしに実行されるような)開閉動作を発生するようになっている。言い換えれば、内箱3を閉位置から開位置(図31及び図32に示される)に移動させることにより、封止パネル37は「自動的に」(即ち、更なるユーザーアクションなしに)開き、同様に、内箱3を開位置(図31及び図32に示される)から閉位置に移動させることにより、封止パネル37は「自動的に」(即ち、更なるユーザーアクションなしに)閉じる。図33は、図31及び図32に示した内箱3を作るための、変更されたプランク29(上方切り出しが拡大されている)を示している。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

図34～図39は、タバコパケット1の異なる実施形態(本発明に含まれない)を示しており、ここでは内箱3は、蓋ヒンジ39に沿って内箱3にヒンジ結合されて内箱3に対して開放上端6の開位置(図34に示す)と閉位置の間で回転するヒンジ蓋38を有している。蓋38は、蓋38が閉位置にあるとき、(存在すると仮定して)内箱3の底壁7と平行かつ反対側に位置する矩形の上壁40と、蓋38が閉位置にあるとき、内箱3の後壁9の連続部を成す矩形の後壁41と、蓋38が閉位置にあるとき、内箱3の側壁10の連続部を成す2枚の矩形側壁42とを有する。蓋ヒンジ39は、内箱3の後壁9の上端縁を蓋38の後壁41の下端縁に接続している。